

横須賀市報

第 1828 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

規 則	
◇健康増進センター条例附則第2項に規定する期日を定める規則	14875
告 示	
◇青少年会館の一部の供用の休止について	〃
◇収納事務の委託について中一部改正	〃
◇指定居宅介護支援事業者の指定について	〃
◇指定地域密着型サービス事業者の事業の廃止について	〃
◇指定居宅介護支援事業者の事業の廃止について	14876
◇身体障害者福祉法に基づく医師の指定について	〃
◇指定自立支援医療機関の指定について	〃
◇収納事務の委託について中一部改正	〃
◇指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について	〃
◇指定障害児通所支援事業者の指定について	14877
◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	〃
◇横須賀都市計画の変更について	〃
◇除却広告物等の保管について	〃
◇放置自転車等の移動について	〃
◇道路区域変更及び供用開始について	14878
公 告	
◇債権差押調書の公示送達	14879
◇配当計算書の公示送達	〃
◇介護保険料の督促状の公示送達	〃
◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達	〃
◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達	〃
◇国民健康保険料の督促状の公示送達	〃
◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達	〃
◇物品の売払いに係る一般競争入札について	14880
◇農用地利用集積計画について	〃
上下水道局告示	
◇指定給水装置工事事業者の指定について	〃
◇指定給水装置工事事業者の事業の廃止について	〃
◇公共下水道の供用及び下水の処理の開始について	〃
◇指定下水道工事店の指定について	14881
教育委員会告示	
◇令和4年度市立横須賀総合高等学校の入学者の募集人員について	〃

◇市立ろう学校幼稚部・高等部の幼児・生徒募集について

規 則

横須賀市規則第120号
健康増進センター条例附則第2項に規定する期日を定める規則を次のように定める。
令和3年11月25日

横須賀市長 上地克明
健康増進センター条例附則第2項に規定する期日を定める規則
健康増進センター条例（平成12年横須賀市条例第65号）附則第2項に規定する規則で定める日は、令和4年3月31日とする。

告 示

横須賀市告示第204号 (令和3年11月10日 掲 示 済)
横須賀市立青少年会館は、改修工事のため、令和3年11月11日から同月30日までの間、音楽室、会議室及び美術室の供用を休止します。
令和3年11月10日

横須賀市長 上地克明

横須賀市告示第205号
令和3年横須賀市告示第69号（収納事務の委託について）の一部を次のように改正します。
令和3年11月25日

横須賀市長 上地克明
第2項中「令和4年3月31日」の次に「(株式会社エヌ・ティ・ティ・データ及び国分グローサーズチェーン株式会社への委託にあつては、令和3年11月30日)」を加える。

横須賀市告示第206号
介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅介護支援事業者として指定しました。
令和3年11月25日

横須賀市長 上地克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和3年11月1日	めぐみ介護相談室	横須賀市根岸町4丁目10番31号安田ハイツ1F	居宅介護支援	横須賀市根岸町四丁目10番31号安田ハイツ1F 合同会社welfareサポート 代表社員 大藪英介

横須賀市告示第207号
介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービスの事業を

廃止する旨の届出がありました。
令和3年11月25日
横須賀市長 上地克明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
				横須賀市上町一丁目40番地長瀬ビル

令和3年 10月31日	えびすデイサービス センター2号館	横須賀市上町1丁目39番 地4	地域密着型通所介 護	1階 合同会社K's office 代表社員 佐野 文子
----------------	----------------------	--------------------	---------------	------------------------------------

横須賀市告示第208号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援の事業を廃止する旨

の届出がありました。
令和3年11月25日

横須賀市長 上地 克明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和3年 10月31日	となりのうさぎ	横須賀市芦名2丁目30番 1号	居宅介護支援	横須賀市芦名二丁目30番1号 株式会社二羽うさぎ 代表取締役 岸 孝幸

横須賀市告示第209号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に

規定する医師として次のとおり指定しました。
令和3年11月25日

横須賀市長 上地 克明

指 定 年 月 日	氏 名	診療科目	診断する障害の区分	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	所 在 地
令和3年 11月1日	寺本 麻菜美	内 科	心 臓 機 能 障 害	自衛隊横須賀病院	横須賀市田浦港町1766 番地1
同	渡邊 智恵	内 科	呼 吸 器 機 能 障 害	自衛隊横須賀病院	横須賀市田浦港町1766 番地1
同	平田 文彦	循 環 器 内 科	心 臓 機 能 障 害	横須賀タワークリニック	横須賀市大滝町2丁目 6番地ザ・タワー横須 賀中央401
同	北澤 哲史	整 形 外 科	肢 体 不 自 由	横須賀共済病院	横須賀市米が浜通1丁 目16番地
同	三井 英央	整 形 外 科	肢 体 不 自 由	横須賀共済病院	横須賀市米が浜通1丁 目16番地
同	若山 悠介	整 形 外 科	肢 体 不 自 由	横須賀共済病院	横須賀市米が浜通1丁 目16番地
同	安田 武洋	呼 吸 器 内 科	呼 吸 器 機 能 障 害	横須賀共済病院	横須賀市米が浜通1丁 目16番地
同	荒木 浩	循 環 器 内 科	心 臓 機 能 障 害	横須賀市立うわまち 病院	横須賀市上町2丁目36 番地
同	黒木 茂	循 環 器 内 科	心 臓 機 能 障 害	横須賀市立うわまち 病院	横須賀市上町2丁目36 番地
同	栗木 祐介	内 科	肢 体 不 自 由	恵徳会在宅医療クリ ニック	横須賀市池上1丁目4 番5号

横須賀市告示第210号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次に

掲げる医療機関を指定自立支援医療機関として指定しました。
令和3年11月25日

横須賀市長 上地 克明

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	区 分	自 立 支 援 医 療 の 種 類
令和3年11月1日	ツバサ薬局	横須賀市追浜本町1丁目1番35 号	薬局	育成医療及び更生医療

横須賀市告示第211号

令和3年横須賀市告示第71号（収納事務の委託について）の一部を次のように改正します。
令和3年11月25日

横須賀市長 上地 克明
第2項中「令和4年3月31日」の次に「(株式会社エヌ・ティ・ティ・データ及び国分グローサーズチェーン株式会社への委託にあつては、令和3年11月30日)」を加える。

横須賀市告示第212号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の規定により、次に掲げる者を指定小児慢性特定疾病医療機関として指定しました。
令和3年11月25日

横須賀市長 上地 克明

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
--------------	-----	-------

令和3年 10月1日	よこすか甲状腺内科ク リニック	横須賀市米が浜通1丁目 7番地2サクマ横須賀ビ ル1階
同	一般社団法人空と花 在宅看護センター横須 賀	横須賀市稲岡町82番地神 奈川歯科大学内

横須賀市告示第 213 号

児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第21条の5の3第1項の規定により、次に掲げる者を指定障害児通所支援事業者として指定しました。

令和3年11月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種 類	申請者の名称及び主たる事務 所の所在地並びに代表者名
令和3年 11月1日	39ジュニアクラブ	横須賀市久里浜4丁目3 番12号Lビル3階	児童発達支援	横須賀市根岸町三丁目4番18号 特定非営利活動法人Fun P l a c e 3 9 理事長 宮 浦 めぐみ
同	39ジュニアクラブ	横須賀市久里浜4丁目3 番12号Lビル3階	放課後等デイサー ビス	横須賀市根岸町三丁目4番18号 特定非営利活動法人Fun P l a c e 3 9 理事長 宮 浦 めぐみ

横須賀市告示第 214 号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を形質変更時要届出区域として指定します。

令和3年11月25日

横須賀市長 上 地 克 明

- 形質変更時要届出区域
横須賀市稲岡町82番6の一部
- 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
水銀及びその化合物並びに砒素及びその化合物

横須賀市告示第 215 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき横須賀都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示します。

その都市計画の図書は、横須賀市都市部都市計画課において縦覧に供します。

令和3年11月25日

横須賀市長 上 地 克 明

都市計画の種類及び名称	都市計画を変更した土地の 区域
横須賀都市計画生産緑地地区	横須賀市平作5丁目地内 横須賀市衣笠町地内 横須賀市西浦賀5丁目地内 横須賀市佐原5丁目地内 横須賀市津久井3丁目地内 横須賀市秋谷1丁目地内 横須賀市佐島1丁目地内

横須賀市告示第 216 号

屋外広告物法（昭和24年法律第 189 号）第8条第1項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

- 移動年月日等

移 動 年 月 日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保 管 場 所
	自 転 車	原動機付自転 車及び普通自 動2輪車		
令和3年10月4日から 同月28日まで	台 50	台 2	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	夏島町自転車等保管所 横須賀市夏島町2番地

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して2週間一般の縦覧に供します。

令和3年11月25日

横須賀市長 上 地 克 明

- 広告物等の名称又は種類等

広告物等の名称又は種類	広告物等の数量	広告物等が放置されていた場所	除 却 年月日	保 管 期 間
はり札等	8	長浦町2丁目、若松町2丁目、大矢部3丁目、小原台、鴨居1丁目、佐原4丁目及び岩戸4丁目地内	令和3年10月1日から同月29日まで	告示の日の翌日から起算して2週間
立看板等	7	追浜東町3丁目、鶴が丘2丁目、衣笠栄町4丁目及び久里浜2丁目地内		

- 保管場所
横須賀市武3丁目22番1号
- 返還を受ける方法
(1) 返還場所及び返還日時
返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。
(2) 持参するもの
受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑
- 問い合わせ先
横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第 217 号

自転車等の放置防止に関する条例（平成3年横須賀市条例第29号）第10条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和3年11月25日

横須賀市長 上 地 克 明

同	3	0	京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	逸見駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	37	1	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	2	0	県立大学駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	6	4	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	4	0	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	京急大津駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	16	2	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	26	3	夏島町、田浦町1丁目、安針台、小川町、大滝町1丁目、平成町2丁目、上町1丁目、佐野町5丁目、平作2丁目、衣笠町、森崎1丁目、根岸町4丁目、吉井3丁目、浦賀丘3丁目、長瀬2丁目、佐原2丁目、岩戸4丁目、久里浜7丁目及び長井1丁目地内の道路	同
同	1	0	堀ノ内駅自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	2	0	北久里浜駅第2自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	1	0	新大津駅自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	2	0	馬堀海岸駅自転車等駐車場	同
同	1	0	Y R P野比駅第1自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地

- 2 保管期間
自転車等を移動した日の翌日から起算して2箇月間
- 3 返還を受ける方法
 - (1) 返還場所
返還を受けようとする自転車等の保管場所
 - (2) 返還日時
月曜日から土曜日までの午前11時から午後7時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。
 - (3) 移動費用
自転車 1台につき 1,500円
原動機付自転車及び普通自動2輪車 1台につき 3,000円
 - (4) 持参するもの
自転車等のかぎその他当該自転車等の利用者等であること

とを証明するもの及び印鑑

4 保管期間経過後の自転車等の措置
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。

5 問い合わせ先
横須賀市土木部土木計画課

~~~~~

**横須賀市告示第218号**  
道路区域変更及び供用開始に関する告示  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和3年11月25日からその供用を開始します。  
その関係図面は、横須賀市土木部道路管理課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。  
令和3年11月25日

横須賀市長 上 地 克 明

| 路線名   | 旧新別 | 区                                    | 間 | 敷地の幅員            | 延 長          |
|-------|-----|--------------------------------------|---|------------------|--------------|
| 1,358 | 旧   | 平作2丁目2331番の1地先から<br>平作2丁目2339番の3地先まで |   | メートル<br>1.8～ 2.1 | メートル<br>30.1 |
|       | 新   | 平作2丁目2331番の1地先から<br>平作2丁目2336番地先まで   |   | 1.8～ 2.1         | 47.2         |
| 1,366 | 旧   | 平作2丁目2336番地先から<br>平作2丁目2339番の2地先まで   |   | 1.8～ 2.2         | 63.6         |

|       |   |                                                 |         |      |
|-------|---|-------------------------------------------------|---------|------|
|       | 新 | 平作2丁目2338番の2地先から<br>平作2丁目2339番の2地先まで            | 1.8～2.0 | 17.1 |
| 3,804 | 旧 | 秋谷2丁目1267番の1地先から<br>秋谷2丁目1267番の2地先及び1263番の4地先まで | 1.8～1.9 | 63.0 |
|       | 新 | 秋谷2丁目1267番の1地先から<br>秋谷2丁目1267番の2地先及び1263番の4地先まで | 1.9～3.0 | 62.0 |

# 公 告

## 横須賀市公告第 212 号 (令和3年11月12日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年11月12日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

## 横須賀市公告第 213 号 (令和3年11月12日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年11月12日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

## 横須賀市公告第 214 号 (令和3年11月12日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年11月12日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 種 別       | 月 別   | 発付年月日     |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 令和3年度 | 介 護 保 険 料 | 6 月 分 | 令和3年9月30日 |
|       |           | 7 月 分 | 令和3年9月30日 |
|       |           | 8 月 分 | 令和3年9月30日 |

(別紙略)

## 横須賀市公告第 215 号 (令和3年11月12日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年11月12日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 科 目          | 備 考                                                         |
|-------|--------------|-------------------------------------------------------------|
| 令和3年度 | 国民健康保険料決定通知書 | 8月分から10月分までの納期限は、令和3年11月30日、令和4年1月4日、同月31日、同年2月28日及び同年3月31日 |

日に変更する。

(別紙略)

## 横須賀市公告第 216 号 (令和3年11月12日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年11月12日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 科 目          | 備 考                                                        |
|-------|--------------|------------------------------------------------------------|
| 令和2年度 |              | 減額分                                                        |
| 令和3年度 | 国民健康保険料変更通知書 | 減額分                                                        |
|       |              | 10月分の納期限は、令和3年11月30日、令和4年1月4日、同月31日、同年2月28日及び同年3月31日に変更する。 |

(別紙略)

## 横須賀市公告第 217 号 (令和3年11月12日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年11月12日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 種 別     | 月 別   | 発付年月日     |
|-------|---------|-------|-----------|
| 令和3年度 | 国民健康保険料 | 6 月 分 | 令和3年7月30日 |
|       |         | 7 月 分 | 令和3年8月31日 |
|       |         | 8 月 分 | 令和3年9月30日 |

(別紙略)

## 横須賀市公告第 218 号 (令和3年11月12日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年11月12日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 種 別        | 月 別   | 発付年月日     |
|-------|------------|-------|-----------|
| 令和3年度 | 後期高齢者医療保険料 | 8 月 分 | 令和3年9月30日 |

(別紙略)

横須賀市公告第 219 号 (令和3年11月22日 掲 示 済)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の規定に基づき、次のとおり一般競争入札により物品の売払いを行います。  
令和3年11月22日

横須賀市長 上 地 克 明

(次のとおりは略)

横須賀市公告第 220 号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和3年11月25日

横須賀市長 上 地 克 明

記の1

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市津久井3丁目1000番1
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長沢5丁目2番15号  
合同会社げんき農場  
代表社員 内 藤 美 花
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市津久井3丁目16番7号  
岩 澤 一 成

記の2

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市林4丁目707番1、707番3及び707番4
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市林4丁目5番1号  
岩 沢 清
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市林5丁目1番23号  
角 田 正 司

記の3

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長沢6丁目5007番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長沢6丁目30番12号  
仲 野 翔

- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長沢5丁目6番14号  
長 嶋 賢

記の4

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市津久井4丁目2530番1、2534番1、2538番1及び2539番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市津久井4丁目11番1号  
長谷川 孝 志
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市津久井1丁目9番12号  
森 崎 久 之

記の5

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井1丁目668番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井1丁目1番19号  
富 澤 イシ子
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井1丁目8番16号  
嘉 山 ハルエ

記の6

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井1丁目897番、903番、904番、905番及び906番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井1丁目15番2号  
嘉 山 敏 光
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井1丁目8番16号  
嘉 山 ハルエ

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第51号

横須賀市水道事業給水条例(昭和33年横須賀市条例第24号)第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和3年11月25日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号 | 給水装置工事事業者名 | 代表者名    | 所在地             | 指定年月日      | 有効期限       |
|------|------------|---------|-----------------|------------|------------|
| 597  | 有限会社松山住宅設備 | 松 山 秀 樹 | 藤沢市本町四丁目5番22号   | 令和3年10月26日 | 令和8年10月25日 |
| 598  | 株式会社キンライサー | 森 崇 伸   | 東京都港区虎ノ門一丁目3番1号 | 令和3年10月28日 | 令和8年10月27日 |
| 599  | 株式会社アンドハウス | 高 橋 康   | 横須賀市安浦町二丁目23番地5 | 令和3年11月4日  | 令和8年11月3日  |

横須賀市上下水道局告示第52号

指定給水装置工事事業者規程(平成10年横須賀市水道企業管理規程第11号)第8条第1項の規定に基づき、次に掲げる指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業を廃止した旨届出

がありました。

令和3年11月25日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号 | 給水装置工事事業者名               | 代表者名    | 所在地                 | 届出年月日      |
|------|--------------------------|---------|---------------------|------------|
| 429  | パナソニックコンシューマーマーケティング株式会社 | 宮 地 晋 治 | 大阪府大阪市中央区城見二丁目1番61号 | 令和3年10月25日 |

横須賀市上下水道局告示第53号 (令和3年11月25日 掲 示 済)

下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき、令和3年12月1日から次のように公共下水道の供用及び下水の処理を開始します。

その関係図面は、横須賀市上下水道局技術部給排水課において告示の日から一般の縦覧に供します。

令和3年11月25日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

|                  |         |         |                              |
|------------------|---------|---------|------------------------------|
| 下水を排除し、及び処理すべき区域 | 排水施設の位置 | 排水施設の方式 | 終末処理場の位置及び名称                 |
| 秋谷の一部            | 別図のとおり  | 分流式     | 横須賀市長坂2丁目2番2号<br>横須賀市西浄化センター |

(別図略)



横須賀市上下水道局告示第54号

横須賀市下水道条例（昭和41年横須賀市条例第29号）第6条及び指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第2条の規定に基づき、令和3年3月31日まで次に掲げる工事店を本市指定下水道工事店として指定しました。

令和3年11月25日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号  | 工事店名       | 代表者名    | 所在地             | 指定年月日      |
|-------|------------|---------|-----------------|------------|
| 須 409 | 有限会社松山住宅設備 | 松 山 秀 樹 | 藤沢市本町四丁目5番22号   | 令和3年10月26日 |
| 須 410 | 株式会社アンドハウス | 高 橋 康   | 横須賀市安浦町二丁目23番地5 | 令和3年11月9日  |

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第22号 (令和3年10月28日 掲 示 済)

令和4年度横須賀市立横須賀総合高等学校の第1年次に入学する生徒の募集人員について、次のとおり定めました。

令和3年10月28日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

| 学 校 名     | 全日制の課程 |      | 定時制の課程 |      |
|-----------|--------|------|--------|------|
|           | 学 科    | 募集人員 | 学 科    | 募集人員 |
| 横須賀総合高等学校 | 総合学科   | 320人 | 総合学科   | 70人  |



横須賀市教育委員会告示第23号 (令和3年11月1日 掲 示 済)

令和4年度横須賀市立ろう学校幼稚部及び高等部普通科に入学する幼児及び生徒を次のとおり募集します。

令和3年11月1日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

(次のとおりは略)